

菊池市人権未来都市宣言に
かける思い

市は今年7月に「人権未来都市」を宣言しました。なぜ、宣言が必要だったのでしょうか。
これまで市は、先進的に人権施策に取り組みできました。しかし、昨年の4月、本市で菊池郡市内企業による部落差別発言が発生。また、今年2月、路地で差別落書きが見つかり、私たちの身近な所に部落差別の問題がまだまだ存在していることを改めて知らされました。このことを契機に、これまでの取り組みの見直しとともに人権宣言についても協議しました。

宣言を掲げることで、さまざまな場面でも、対外的にも人権施策が打ち出やすくなります。また、行政だけでなく、市民一人一人の力で人権を大切にしたい。これまで以上に自他の存在意識を高め合う言動が広がると考えます。宣言又は人権問題に対する市としての思いを内外に示すもので、法的な拘束力はありません。しかし、宣言にはここで暮らす人たちの思いや生き様が込められ、私たちを導き、応援します。

菊池市人権未来都市宣言

人は生まれながらにして自由であり、平等に生きる権利を有している、日本国憲法及び世界人権宣言でも保障されている。しかし、いまだに部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、人権侵害などさまざまな問題が後を絶たない。

私たちは、この人類共通の課題を克服していくため、あらためて強い決意をもって、この問題に取り組まなければならない。そして、子どもたちがこの地で未来へはばたき、一人ひとりがその人らしく生き、多様性を認め合うことができる菊池市にしたい。

私たち菊池市民は、未来永劫にわたり全ての人の人権が大切にされる差別のない明るいまちづくりをめざしていくことを誓い、ここに菊池市人権未来都市を宣言する。

どんなまちをつくりたいかを謳っています。

市は、基本的人権が不当に侵されることなく、市民一人一人をかけがえない存在として尊重する取り組みを進めてきました。しかし、近年、宣言文にあるさまざまな人権課題への対応も迫られています。そこで、各課の横断的な連携を強化するとともに相談機能も充実させていきます。当然、地域社会の力もお借りすることで、点と面での対応が可能となります。

新しい取り組みは何もありません。大切なことは、研修会や懇談会に参加して、繰り返し学んでください。そして、他の人に寄り添い、一緒によりよいまちづくりに関わっていきましょう。そうすることで、未来に生きる子どもたちが安心して暮らせるまちの姿が見えてきます。

文責
地域人権教育指導員 宮川伊十

◆シリーズ◆ 南北朝・菊池一族歴史街道 ②

問い合わせ先 菊池プロモーション室 ☎0968(25)7267

歴史に彩られた町
大刀洗

福岡県大刀洗町。その町名は南北朝時代の武将・菊池武光が合戦で血に染まった太刀を川で洗った故事に由来し、かつて東洋最大とうたわれた陸軍大刀洗飛行場もその名を冠しています。また、町のランドマークとして荘厳な威容を誇る今村カトリック教会は、隠れキリシタンの信仰をその祖とするなど、歴史のロマンあふれる町です。

筑後川の戦い

町名の故事を作った武光は、南北朝の後醍醐天皇の命を受け、九州に下った懐良親王を奉じ筑後川の戦いに臨みます。これは南北朝の争いであると同時に、九州の覇権を巡る戦いでもありました。菊池軍4万、北朝方の少式軍は6万の兵力を擁したと伝わり、まさに九州の合戦史上最大の戦いとなりました。

激戦の末、辛くも勝利を収めた武光でしたが、自身と懐良親王も負傷し、両軍合わせて五千

人以上が討ち死にするなど、その戦いは熾烈を極めました。

この合戦は日本三大合戦の一つにも数えられ、古人もそのありさまを「帰来、河水に笑って刀を洗えば、血は奔端にほとぼりして、紅雪をふく」（頼山陽）、「そのかみの、血糊の色とみるまでに、紅葉流るる大刀洗川」（乃木希典）と詠じています。

菊池武光像

大刀洗川のほとりに広がる大刀洗公園。その中央部に菊池武光の銅像が大刀洗川を見下ろすようにそびえ立っています。昭和12年に立てられたこの像は、全国的にも珍しい下馬した姿で、今まさに太刀を洗おうとしているかのようです。

馬の胴体や台座の傷跡は、陸軍大刀洗飛行場を標的とした大刀洗空襲の際の機銃掃射や爆撃によるものと伝わります。自身が激戦を繰り広げたこの地が再び戦禍に巻き込まれる様子を、武光はどのような思いで見つめていたのでしょうか。



大刀洗公園の菊池武光像

◆絵画連作◆ 幻の都 城下町菊池

絵・文／橋本以蔵

第二章 菊池十八外城 ～菊池本城を守る砦～



市成城

この城は菊池渓谷のさらに奥に位置します。ここは城主のいない城番制のお城だったようで、豊後方面からの敵に備えたものでしょうか。菊池氏が去った後、城主として菊池常能の子孫・細永蔵人という武将が入った時期もあったそうです。

農業委員会だより

「問い合わせ先」
農業委員会
☎0968(25)7235

農地の賃借・売買は許可が必要

農地は、誰でも借りたり買ったることはできません。農業委員会へ申請し、農地法の許可を受けなければなりません。許可がなければ、買っても登記ができません。

農地を借りたり買ったりするには、次のような条件があります。
▼農地の全てを耕作すると認められること
▼耕作など必要な農作業に常時従事すると認められること
▼50㏎（5千㎡）以上（旧菊池市の区域は20㏎以上）を耕作すること など

農業経営基盤強化促進法による農地の売買

農地を売買する場合は、農地法に基づく農業委員会の許可を受けなければならない。農地が農振農用地内の区域にあり、農地を買う人が次の条件を満たしていれば、売買が可能。▼あつせん譲受等候補者名簿に登録されている▼認定農業者等の担い手または農地所有適格法人▼経営面積が基準（※）を満たしている など
※経営面積166㏎以上（河原・水源・龍門・迫間地区は120㏎以上）

農地を売った人は、税金（譲渡所得税の800万円まで）の特別控除が受けられます。所有権移転登記が嘱託登記できるので、登記の費用が安くなります。農地を買った人は、不動産取得税の3分の1が控除されます。

8月に農地パトロールを実施

農地が荒れると病害虫の発生源や有害鳥獣の隠れ場、不法投棄の温床、景観の悪化など、地域にも影響を及ぼします。農業委員会では農用地の有効利用を進める立場から、地域を巡回し、農地の利用状況を調査しています。

パトロールで、遊休農地（1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地）と判定された場合、遊休農地の解消を図るため、農地法の規定に基づき、農家へ利用意向調査を行います。確認後、必用なあっせんや農地中間管理機構の熊本県農業公社を活用した賃貸借の設定など、農地の適正な利用について調整します。利用意向調査で、所有者の意向が確認できない場合は、遊休農地の固定資産税の評価額が1.8倍以上になる場合があります。

問い合わせ先 市長公室広報交流係 ☎0968(25)7252

菊池の情報発信

公式フェイスブック「癒しの里 菊池」
祭りやイベント、旬な情報など、タイムリーなニュースを紹介しています。

公式ツイッター「@Kikuchi_city」
菊池のイベント情報やニュースを手軽に確認できます。

公式Instagram「kikuchicity」
絶景だけでなく、街に隠れる意外な見どころなど、写真で伝えたい菊池の魅力を紹介しています。

公式YouTubeチャンネル「癒しの里 菊池 Kikuchi city」
イベントや祭りのほか、プロモーションビデオや動画コンテストの作品など、さまざまな動画をアップしています。

きくち防災・行政ナビ
防災無線や個別受信機からの情報を確認できます。火災情報や学校からのお知らせも配信している無料アプリです。

菊池市ごみ分別アプリ
家庭ごみの分け方や出し方、ごみ収集日などを、スマートフォンやタブレット端末で検索できる無料アプリです。

母子手帳アプリ母子モ「きくちっこ」
予防接種や子どもの成長記録の管理、家族間での情報共有が可能。子育てに関する知識やイベント情報も提供します。

マチイロ
「広報きくち」をいつでもどこでも読むことができる無料アプリです。

※二次元コードの読み取りがうまくできない時は、上下の二次元コードを隠して再度読み取ってください。